

あなたは
OK?

愛犬の散歩をするときの ルールとマナー

犬をリード(引き綱)でつなぎます

福岡県の条例により、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手」、「犬が怖い」と思う人がいます。散歩は犬を制御できる人が行い、必ずリードを付けましょう。

また、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ち、首輪が抜けないようにサイズを調整しておきましょう。

フンは必ず持ち帰ります

フンの放置も条例で禁止されています。散歩中にフンをしたときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

ながらスマホは
しないでね!



正しいしつけをします

無駄吠えや犬同士のけんかなど、散歩中のトラブルを未然に防ぐために、きちんとしたしつけを行うことが大切です。



登録鑑札・狂犬病予防注射済票を 首輪に装着します

- ① 登録(生涯1回)
- ② 狂犬病予防注射(毎年1回)
- ③ 鑑札・注射済票の首輪への装着



3つすべてが飼い主の義務です。(罰則:20万円以下の罰金)
もしも愛犬が迷子になっても、鑑札と注射済票が着いていたら、確実に飼い主の元に帰ることができます。

ルールとマナーを守って楽しくお散歩をしようね♪



こんなときの対処法

知っていますか？



もしも飼い犬が迷子になったら…

すぐに管轄の保健福祉(環境)事務所と市町村役場と警察署に連絡します。

保護された犬の收容期間は7日です。この間に飼い主からの連絡がないと、譲渡先が見つかった一部を除いて、殺処分となってしまいます。「そのうち帰ってくるさ」とのんびり構えたり、探さないのは、飼い犬を見殺しにするのと同じ行為です。

首輪には必ず鑑札と注射済票を!! 飼い犬の大切な迷子札になります。

マイクロチップってなに? マイクロチップとの併用をお勧めしています

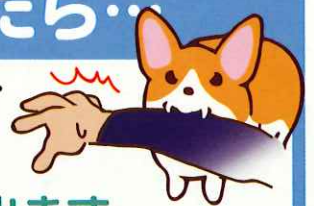
15桁の数字のデータが入ったチップを獣医さんが注射器で埋め込みます。動物病院や保健福祉(環境)事務所等で読み取ることができるので、迷子や盗難防止になります。落ちてしまうことがないので安心です! 詳しくは動物病院にご相談ください。

福岡県動物愛護センターホームページでは、写真付きで保健福祉(環境)事務所に收容された飼い主不明犬の情報提供を行っています。

<http://www.zaidan-fukuoka-douai.or.jp/>

もしも飼い犬が人を咬んでしまったら…

- ①まずは、ケガの手当てなど誠意をもって対応します
- ②再発防止を図ります
- ③事故の発生を管轄の保健福祉(環境)事務所に届け出ます



福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(概要)

<第7条> (事故届) 動物の飼い主は、動物が人に危害を加えたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

犬の登録内容に変更があった場合(転居・犬の死亡など)は、お住まいの市町村役場へご連絡ください。

発行 福岡県保健医療介護部
生活衛生課

所在地 〒812-8577
福岡市博多区東公園7-7

